

# 自宅再建利子助成事業給付金



## 制度趣旨

お住まいに一定の被害を受けた方が、県内で住宅を再建するために金融機関等から融資を受けた際の利子の全部又は一部に対する助成制度です。

## 対象世帯

県内で被災し、県内で住宅を再建した次の(1)～(3)のすべて該当する方(法人除く)  
**※地域福祉推進支援臨時特例給付金との併給はできません**

### (1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 罹災証明書で半壊以上の判定を受けた世帯
- (イ) 敷地被害解体世帯
- (ウ) 長期避難世帯の認定期間中に、住宅再建した世帯
- (エ) 応急仮設住宅等(建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅目的外使用)の入居者であり、供与期間内に住宅再建した世帯



### (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入(所得)額が、次の要件を満たす方

- ・給与収入のみの世帯 : 世帯年収が600万円以内
  - ・給与収入以外の収入がある世帯 : 世帯所得が440万円以内
- ※23歳未満の被扶養者がいる世帯は、世帯収入(所得)の制限はありません  
 ※高齢者、障がい者がいる世帯は、世帯所得要件の緩和(控除)があります

### (3) 本人又は親族が、住宅再建のために金融機関等から融資を受けている

## 給付金額

**最大300万**

- ・世帯につき1回限り申請が可能です
- ・借入額、利率、実際の返済期間に基づき算出します

## 申請方法

窓口

郵送

〒920-8580  
 石川県金沢市鞍月1-1  
 石川県生活再建支援課 あて

オンライン申請

PC、スマートフォンから申請が可能です  
 ※必要書類を手元にご準備いただき  
 お手続きください



申請フォーム▲

## 申請期限

**令和9年1月31日**

- ・再建先の住宅への入居完了後に申請します

## お問合せ

石川県生活再建支援課  
 (給付金専用ダイヤル)

Tel: **076-225-1968**

申請には添付書類が必要です。  
 ホームページに記載しておりますので  
 事前にご確認ください。



県HP▲

能登半島地震 利子助成

検索